

業務委託契約書

- 委託業務名 愛媛県母子父子寡婦福祉資金債権回収業務
- 業務内容 別添「愛媛県母子父子寡婦福祉資金債権回収業務委託仕様書」のとおり
- 委託期間 令和3年9月1日から令和6年3月31日まで
- 契約保証金 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第154条第1項第5号の規定により免除する。

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、上記業務の委託について、別記の条項により業務委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙 (住所)
(会社名) 〇〇〇〇〇
(代表者) ×××××

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 甲は、甲が保有する愛媛県母子父子寡婦福祉資金債権のうち、甲が委託することが適当と認めるものの回収等に係る別添「愛媛県母子父子寡婦福祉資金債権回収業務委託仕様書」に定める業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託に係る手続)

第3条 甲は、この契約に基づき業務を委託する債権(以下「委託債権」という。)を確定し、乙に対して書面又は電子媒体により告知するものとする。

2 甲は、前項の告知に当たり、乙に対して業務の遂行に必要な情報を提供するものとする。

(業務責任者、実施体制及び委託業務実施計画書)

第4条 乙は、本契約の締結後10日以内に、業務責任者を定め、甲に通知するとともに、業務の実施体制及び現地訪問に従事する者の名簿を提出し、甲の承諾を得るものとする。変更又は追加のある場合も同様とする。

2 乙は、本契約の締結後10日以内に、委託業務実施計画書を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(乙による入金方法の案内等及び収納口座)

第5条 乙が業務を受託している間に、委託債権の借受人、連帯保証人及び保証人(以下「債務者等」という。)から委託債権に係る支払いの申出があった場合は、乙は債務者等に対し乙の金融機関口座(以下「収納口座」という。)の案内等を行い、債務者等による速やかな入金がなされるよう努めるものとする。

2 乙が業務を受託している間に、債務者等から乙に対し、現金書留郵便等による送金又は現金の持参があった場合は、乙は速やかに収納口座に入金するものとする。この場合において、当該振込みに係る手数料が発生する場合は、乙の負担とする。

3 収納口座は、乙が金融機関において開設した口座(決済用預金とする。)とし、債務者等からの収納金は他の資金と区別するものとする。

(現金等の保管)

第6条 乙は、債務者等からの収納金である現金等について、堅ろうな金庫に納めたうえ、施錠して保管するものとする。

(収納金の受渡し等)

第7条 乙は、債務者等から委託債権に係る支払いがあったときは、当該債務者等に対し速やかに領収書を交付しなければならない。

ただし、領収書の交付は、収納口座に対する振込みの場合にあっては、当該債務者等から請求があった場合に限り、適用することとする。

2 乙は、毎月ごとに、1日から15日までに入金があった収納口座への入金額を15日から起算して7日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日を除く。以下、この項において同じ。)以内に、16日から月末までの入金額を月末から起算して7日以内に、払込書兼領収書により甲の指定する金融機関口座に払い込むものとする。この場合において、当該払い込みに係る手数料が発生する場合は、乙の負担とする。

3 乙は、前項の金額を払い込んだときは、当該入金に係る情報を払込書兼領収書の写しを添付した別に定める払込内訳報告書により甲へ速やかに報告するものとする。

4 甲は、前項の報告書を受領したときは、速やかにこれを検査するものとする。

(委託業務の報告等)

第8条 乙は、翌月10日までに、毎月末時点における委託業務報告書及び委託業務精算書を提出するものとする。

2 甲は、毎四半期の最終月末時点における前項の委託業務報告書及び委託業務精算書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

(盗難等における損害賠償責任)

第9条 乙は、甲へ収納金を払い込むまでに、収納金の盗難等の事故が発生した場合、損害賠償責任を負うものとする。

(委託料及び支払方法)

第10条 この契約に係る委託料の額は、本契約の収納期間において、債務者等から委託債権に係る支払いがあった金額として払込内訳報告書により報告のあった金額に、本契約の収納期間内に第13条第1項に定める債務者等から甲への支払額を加えた金額に成功報酬率 % を乗じて得た額(1円未満の端数切捨て)に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 乙は、甲に対し、前項の委託料を毎四半期の業務完了後に請求するものとする。

3 甲は、第8条第2項の検査完了後、前項の委託料を、乙から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

4 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づく割合で算出した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(委託処理費用の徴収禁止)

第11条 乙は、理由の如何を問わず、業務の処理に関して、その費用を債務者等から徴収してはならない。

(業務遂行記録の整備)

第12条 乙は、委託債権ごとに業務の遂行の経緯を明らかにした記録簿を備え、常に整備しておかなければならない。

2 甲は、いつでも前項の記録簿の提示を求めることができる。

(委託債権に係る変更通知)

第13条 委託債権について、甲が直接債務者等から支払いの申出を受け了解した場合又は直接債務者等から甲に支払いがあった場合は、甲は乙に対し速やかにその内容を通知するものとする。

2 乙は、委託債権に係る情報について、債務者等から甲が乙に提供した情報と異なる事実関係に関する申出等支払いの申出以外の申出を受けた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(業務の終了)

第14条 乙が第3条の規定に基づき受託した委託債権のうち特定のものについて、債務の完済、請求権の消滅等、業務の遂行の必要がなくなった場合は、甲乙確認のうえ、当該特定の委託債権に係る乙の受託は終了するものとする。

2 乙は、特定の委託債権について、収納不能であること、又は反社会的勢力に該当していることが判明したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合においては、甲乙確認のう

え、当該委託債権に係る乙の受託は終了するものとする。

3 乙は、甲から特定の委託債権について、委託の解約の申出があった場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施するにあたり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先にこの契約における一切の義務を遵守させると共に、甲に対して再委託先の業務について責を負うものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(安全対策の実施)

第18条 乙は、この契約による業務を実施するにあたり、情報の漏洩、改ざん、消去等の防止及びシステムのセキュリティ確保のための必要な安全対策を講じなければならない。なお、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(監督)

第19条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第20条 甲は、必要と認めるときは、地方自治法施行令第158条第4項の規定に基づき、この契約に係る乙の収納の事務について検査することができる。

2 前項に定めるもののほか、甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第21条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第23条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 甲は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第23条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(長期継続契約における契約の解除)

第24条 甲は、頭書3の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。